

子や孫への贈与で利用できる贈与制度の比較一覧表(2015年9月現在)

制度名		贈与者の要件	受贈者の要件	制度の概要	税率、非課税限度など	相続対策効果	相続税の課税
暦年贈与	特定贈与	直系尊属 (祖父母や父母など)	20歳以上の子・孫	1暦年の贈与財産の価額のうち、基礎控除額(110万円)を超えた部分に課税。	・特定贈与税率 ・110万円以下は非課税 ・一般贈与税率 ・110万円以下は非課税	○	相続や遺贈で財産を取得した者は、相続開始前3年以内の贈与財産が課税対象
	一般贈与	制限なし	制限なし				
相続時 精算課税	原則	60歳以上の者 (祖父母または父母)	20歳以上の推定相続人及び孫	2,500万円以内の贈与は非課税だが、将来、相続発生時に贈与価額で相続税が課税。一度この制度を選択した贈与者からの贈与では、暦年贈与を使えない。	・累計2,500万円まで非課税 ・その超過部分は、一律20%課税	△	すべて相続財産に加えて相続税が課税される。過去の贈与税納税額は相続税から控除する。
	住宅取得等資金	年齢制限なし (祖父母または父母)					
住宅取得資金の贈与 (2019年3月末まで)		直系尊属 (祖父母や父母など)	20歳以上 (合計所得2千万円以下)	資金の贈与を受けて住宅取得にあてた場合、非課税限度額まで贈与税が課されない。(居住要件等あり)	契約時期に応じた非課税限度額内まで非課税(次ページの表参照)	○	生前贈与加算なし
教育資金一括贈与 (2019年3月末まで)		直系尊属 (祖父母や父母など)	30歳未満の子・孫	教育資金を子や孫の信託銀行等の口座に預け入れて贈与が完了。本人が教育費等を支払う都度に引き出して使えるが、目的外使用部分には贈与税がかかる。	受贈者1人あたり 1,500万円まで非課税	○	生前贈与加算なし
結婚・子育て資金の一括贈与 (2019年3月末まで)		直系尊属 (祖父母や父母など)	20歳以上 50歳未満の子・孫	結婚・子育て等の資金を子や孫の信託銀行等の口座に預け入れて贈与が完了。本人が教育費等を支払う都度、引き出して使えるが、目的外使用部分には贈与税がかかる。	受贈者1人あたり1,000万円まで非課税(※結婚費用は300万円以内)	△	贈与者の相続発生時の残高に相続税が課税される。(ただし、孫でも2割加算は不要)。